

改正

平成22年3月31日条例第7号

平成23年10月1日条例第25号

平成26年3月14日条例第2号

平成30年12月19日条例第40号

淡路市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、淡路市総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、淡路市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 淡路市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会議員 5人
- (2) 執行機関である委員会委員 3人
- (3) 産業関係団体の代表者 5人
- (4) 地域及び社会教育関係団体の代表者 5人
- (5) 学識経験を有する者 2人

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 会長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、その指名する委員をもって専門委員会を設置することができる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画情報部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。